

ISDA® JAPAN MONTHLY UPDATE

2014年8月

コミッティ活動

REGULATORY: 担当 森田 (tmorita@isda.org)

8月4日、ISDAは中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する「金融商品取引業に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令等」（案）および「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）への意見書を提出した。意見書は<http://www2.isda.org/regions/japan/>にて閲覧可能。

主要コメントの要旨

義務対象者：クロスボーダー取引に関し、ネットリングが法的に有効でない法域の相手方との取引は規制の対象外となることを明確にするよう要請した。ネットリングが法的に有効でないのであれば、双方による担保の差し入れによって相手方のクレジットリスクが増大する可能性があるため。ISDAはまた、設定される閾値以上か否かに関する相手方の計算の正確性をどのように判断するのか、相手方の表明に依拠することができるかについて明確にするように要請した。

マージンコール：日次での変動証拠金のマージンコールの義務化について、告示等において例外を設定すること、また、コールのタイミングについてより柔軟な対応が必要であることを要請した。さらに、地方銀行や信用組合など、取引規模が比較的小さい業態は、現時点でCSAを締結していないケースもあり、義務化は実務上困難であること明記。これらの市場参加者は2015年12月までに日次のマージンコールを行う実務上のインフラが整わなければ、取引を継続的に行えなくなる可能性もある。

ヘアカット：少なくとも実務的な解決方法が確立されるまでは、当初証拠金と変動証拠金の両方に対して、異通貨担保に対する追加的な8%ヘアカットを適用しないことを要望。当該ヘアカットの適用が必須であるならば、追加的なカウンターパーティ・リスクを生じさせることになることから、変動証拠金には適用されるべきではないとした。また、担保取引に係る通貨リスクは当初証拠金の問題として熟考されるべき。業界と当局の継続対話を要請した。

変動証拠金の導入時期：当初証拠金同様に、段階的導入が必要と考える。OTCデリバティブ取引の際に担保を利用していないエンドユーザーの金融機関は多いが、すべての対象者は2015年12月1日までに準備が必要。さらに、異通貨担保に対する8%の追加ヘアカットが要求されるなど、新たな義務もある。また、非常に多くの市場参加者が同時に義務を遵守するために、担保管理の枠組みの再構築を短期間で行う必要が生じる。したがって、変動証拠金に対しても、段階的導入が検討されるべきである。

DOCUMENTATION/REGULATORY: 担当 森田 (tmorita@isda.org)

Cleared Derivatives Execution Agreement:

8月6日、ISDAは、ISDA/FIA Europe Cleared Derivatives Execution AgreementをJSCCで清算されるOTCデリバティブ取引に用いる場合の論点リストを回覧した。論点リストは、本ひな形が取引執行ディーラーとJSCCを利用する顧客との間で使用が可能か否かを分析するためにリンクレーターズが作成したものの。

COLLATERAL: 担当 森田 (tmorita@isda.org)

IMの分別管理・倒産隔離に関する検討会メンバーが、担保の差し入れ人、受け入れ人と信託勘定の間のドキュメンテーションの構成について検討するための会合を行った。メンバーはまた、カスタディアンまたは信託勘定で分別管理される当初証拠金のオペレーションフローについて検討を行い、クロスボーダー取引で生じる問題点について話し合いを行った。

コミッティ並びに作業部会会合/コンファレンスの予定

Japan OTC Derivatives Working Group

9月30日

(日本語による会合)

2014 ISDA Annual Japan Conference
(英語と日本語によるコンファレンス)

10月30日